

新年度から「集合税」の制度が変わります



ご不明な点などがありましたら町税務課まで

■「町・県民税」、「固定資産税」、「国保税」に分かれます

町では、これまで「町・県民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」の3税について「集合税」と位置付けて合計して算出し、納付書や通知書などを送付してきました。

平成24年度から、町で現在運用しています税などに関するコンピュータ・システムの老朽化に伴い、新たなシステムを導入し運用します。

それに伴いまして、新システムでの仕様および運用におきましては、「集合税」という名称での合計した税はなくなり、「町・県民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」の3税に分かれて算出された納付書などが、それぞれ皆さんのお手元に届くこととなります。

また、システムから出力していただき、税金や各種使用料の納付書や通知書などの様式も、同じく変更になります。

各種納付書や通知書などの様式につきましては、来月号でお知らせします。

■税金の制度で変更になるポイントについてのQ&A

本町での税金の制度などに関して、平成24年度から変更になるポイントなどについて、Q&A形式でご紹介します。

◎集合税とは何のことですか？

【Q1】私はこれまで、「集合税」として税金を納付してきましたが、具体的には、何に関する税金を払っているかについて、はっきり分かりませんでした。

【A1】「集合税」とは、「町・県民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」の3税に関して、納税者の皆さんが納付しやすいように合算して算出し直していた税のことです。

これからは、3つの税目ごとに納付書が届きますので、何に関する税金を納付しているのかについては、はっきり分かるようになります。

◎税が3つに分かれると、算出方法が変わりますか？

【Q2】これまで、「集合税」として税目の内訳があり、各税の合計額を納付してきました。それぞれの税目に分かれることにより、税金の算出の仕方や納付額は変わるのでしょか？

【A2】変わりません。これまで、それぞれの税目で計算していたものを、合計して算出していました。

それぞれの税に分かれた形での納付書に変わっても、算出の仕方は変わりません。

◎督促に関する手数料はどうなりますか？

【Q3】督促されたときに支払う「督促手数料」は、「集合税」の場合は、督促状1枚につき100円でした。それぞれの税に対して納付書が発行されるということは、これからどうなるのでしょうか？

【A3】「督促手数料」については、「町税条例」第21条の規定により、「督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならぬ」となっていますので、今後は、それぞれの税の督促状に100円を徴収することになります。納期限内

に納めると、督促料は一切掛かりません。

◎それぞれの税の納付回数や納付期限はどうなりますか？

【Q4】税目ごとに納付書が発行されるようになると、納付回数や納付期限について変更はありますか？

【A4】税目ごとに納付書が発行されますが、納付回数（6月～翌年3月までの10回）・納付期限ともこれまでどおりで変更はありません。

◎口座振替を利用していますが、新たに手続きが必要ですか？

【Q5】現在、「集合税」の納付で金融機関の口座振替を利用しています。「集合税」から3税になった後の口座振替については、再度「口座振替依頼書」を金融機関に提出するなど、新たに手続きが必要ですか？

【A5】口座振替に関して、利用者の皆さんにおいては、新たな手続きは必要はありません。

これまで、「集合税」について口座振替を利用している人に関しては、新システム運用開始時に、自動的に各税で口座振替ができるように町で手続きをします。

ただし、新規に申し込む人については、町税務課までお尋ねください。

新年度から「集合税」の制度から変更になり、「町・県民税」、「固定資産税」、「国保税」の3税に分かれて税額を算出します

65～74歳の障がいに認定されている皆さんへ



高齢者を支える後期高齢者医療(写真はイメージ)

障がいの状態で後期高齢者医療保険に加入できます

一定の障がいがある65歳から74歳までの人は、申請をして熊本県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、後期高齢者医療保険へ加入でき、同制度の被保険者となることができます。

被保険者となることで、1年間に納める後期高齢者医療保険料や高額療養費の自己負担限度額が、今まで加入されていた保険よりも減額になる可能性があります。また、被保険者となった場合、医療機関の窓口での一部負担が1割(現役並み所得者は3割)となります。

個人の状況によって要件が異なりますので、町住民生活課、または熊本県後期高齢者医療広域連合へ個別

にご相談の上、ご検討ください。

●後期高齢者医療被保険者になることができる障がいの要件

「一定の障がい」とは、主に次に該当する障がいのことをいいます。

【障がいの程度と確認書類】

- 「身体障害者手帳」
- ・ 1級から3級までの該当者
- ・ 4級の音声、または言語機能の障がい該当者
- ・ 4級のうち、下肢障がいの1号、3号または4号該当者

※県福祉事務所に照会の上、認定されます。

- 「精神障害者保健福祉手帳」
- ・ 障がい等級1級、または2級
- 「療育手帳」
- ・ 療養手帳「A1」、または「A2」
- 「国民年金証書」
- ・ 障がい年金の受給資格
- ・ 障がい福祉年金の受給資格
- ・ 老齢福祉年金の受給資格

後期高齢者医療保険に加入の申請と保険料について

●加入申請と被保険者証の交付

一定の障がいがある65歳から74歳までの人が後期高齢者医療保険に加

一定の障がいがある65歳から74歳までの人は申請をして認定を受けることで、後期高齢者医療保険被保険者となることができます

高額療養費の自己負担限度額

区分	外来(個人単位)	外来+入院 (後期高齢者間 世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1割
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

●保険料と納付方法

後期高齢者医療保険料は、被保険

者個人ごとに、資格取得月から決ま

ります。

入するためには、町住民生活課に加入の申請をして、熊本県後期高齢者医療広域連合が認定した日から資格を取得します。認定されると、後期高齢者医療被保険者証を交付します。また、75歳になるまでは、いつでも将来に向かって、撤回の届により、後期高齢者医療制度から脱退することができません。

納付方法は、普通徴収(納付書、または口座振替)と特別徴収(年金からの天引き)があります。なお、社会保険などの被扶養者についても、後期高齢者医療保険では保険料の負担がありません。該当する人で、現在加入の保険から後期高齢者医療保険に変更を希望する人は、気軽にお問い合わせください。

高齢者の運転免許証の自主返納制度について



交通安全のために自主返納をぜひご検討ください

■運転を継続する意思がなく、免許証を返納したい場合は

運転免許証の自主返納制度は、加齢に伴う身体能力や認知能力の低下により、運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族などから相談が寄せられていたこと、運転免許証を返納する意思がなく、自主的に運転免許取消しの申請ができるように、平成10年4月1日から制度化したものです。

運転免許証は身分証明としての役割もあるため、返納してしまおうと、自分を証明するものがなくなることから、返納者の希望により、「運転経歴証明書」を県公安委員会が発行してあります。同証明書については、提出先によっては身分証明書となら

ない場合もありますのでご注意ください。

●運転免許証の申請による取消手続きのご案内

- ▼受付場所・時間
 - ・県運転免許センター
 - 午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時
 - ・警察署
 - 午前8時30分～午後4時30分

※土・日曜日、祝日、年末年始休日を除きます。

▼必要な書類など

- ・全種別の取り消しの場合
- ・運転免許証、印かん

※「運転経歴証明書」の交付申請ができます。

- ・一部の種別の取り消しの場合
- ・運転免許証、印かん、証明用写真

(県運転免許センターの場合は不要)、ほかの種別の下位免許を新規に申請する場合は、手数料(運転免許証の更新または再交付と同時申請の場合は不要)として、免許証交付手数料2,000円、免許種別1種類追加ごとに2000円

■本人の希望に応じて「運転経歴証明書」を発行します

「運転経歴証明書」とは、自主返

納などにより免許の全部を取り消した場合に、その人の希望により県公安委員会が交付する自動車などの運転に関する経歴の証明書です。

交付を受けるためには、①運転免許の全部を申請により取り消されていること、②申請による取消日から1か月以内であることの2つが要件となります。

【注意事項】

・「運転経歴証明書」では、運転行為はできません。また、身分証明書とはならない場合があります。

●運転経歴証明書の交付手続きのご案内

- ▼受付場所・時間・交付予定日
 - ・県運転免許センター
 - 午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時、即日発行
 - ・警察署
 - 午前8時30分～午後4時30分、約2週間後

※土・日曜日、祝日、年末年始休日を除きます。

▼必要な書類など

証明用写真(縦3^{センチ}×横2・4^{センチ}、無背景で6か月以内撮影のもの。県運転免許センターでの手続きの場合(不要)、印かん、交付手数料1,000円

■免許証を自主返納した場合の特典があります

●自主返納時の特典

御船警察署管内に在住する65歳以上の交通安全協会加入者が免許証を自主返納した場合、「運転経歴証明書」の発行手数料(1,000円)を御船地区交通安全協会が負担します。

●自主返納者にドリンク贈呈

御船署管内に在住する65歳以上の人で自主返納した場合、サントリー九州熊本工場から提供された、次のドリンクいずれかを贈呈します。

- ①ビール(350^{ミリリットル}×6缶)
- ②ノンアルコールビールテイスト飲料(350^{ミリリットル}×24本)
- ③お茶(500^{ミリリットル}×24本)

●自主返納者バス運賃割引制度

県内在住の65歳以上で免許証を自主返納し「運転経歴証明書」を取得した人は、九州産交バスなどが発行した「免許返納者割引乗車証」を取得すると、一般路線バス運賃が半額になる制度があります。

▼お問い合わせ先

御船警察署交通課
☎096・282・1110

運転を継続する意思がなく、運転免許証を返納したいという人のために、自主的に運転免許取消しの申請ができる制度があります

史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート#20



防御施設としての「土塁」を造る作業(イメージ)

■「館跡」の土塁の造りの意味

先月号での土塁上の「石敷き遺構」に続いて、今月号では、「土塁」そのものの構造に触れていきます。

「陣ノ内館跡」の北側から東側にかけて、幅約20m、高さ5m、延長200mにわたり積み上げられた土塁は、「館跡」全体の中での位置も重要ですが、どのようにして造られたか、どのような構造なのかを明らかにすることも非常に重要です。土塁は、外部から内部を守るための防御施設の一部ですので、非常に強固に造られるものです。しかし、隣に沿うように空堀が巡らされるため地盤は安定せず、土塁から空堀まで落差が10m程度あり、人工的に造る場合、土を粘土などと混ぜ合わせて造らなければ、雨で崩れて堀をそのまま埋

めてしまうことも予想されます。

町教育委員会では、3年前からこの土塁の構造の解明に努めています。当初は、土塁を掘り下げて側面で土層断面を確認しようとしたが、先月号で触れました土塁上の「遺構」を掘削で壊す訳にはいきませんので、「遺構」の分布範囲を確認しながら、石敷きがない場所を探し出し、ついには土塁の一部を深く掘ることになりました。その結果、予想とは異なる成果が得られました。

土塁を構成する土は川砂に近く、砂を寄せ集めたような構造でした。ただし、砂と砂の間には石を層状に入れるなどして固めているようで、この構造は大分県の中津城にも同様の造りが見られます。更に、基礎部分には粘土と石が混ぜ合わされ、いくつも層状に敷かれており、上部のもろい造りとは異なり、手の込んだ造りをしています。当初からこのような造り方を想定したのか、何か急ごしらえをしなければならぬ理由があり造ったのかは分かりませんが、しかし、土塁自体を発掘調査することは県内ではほとんど行われていませんので、「館跡」の発掘調査が、県内での城跡の研究を行う上で、貴重な成果を提供していることは間違いありません。

平成23年度は甲佐町男女共同参画社会推進懇話会と共に、主に啓発活動を行ってきました。今月は、同会の3人の委員の思いをお伝えします。

●今年度は『広報こうさ』での啓発に加え、啓発寸劇を行いました。初演は9月に上田口老人会で、「子育て・家事」をテーマとした「家事メン・育メン・育爺(ジイ)」の言葉をも覚えていた、たく内容でした。2回目は2月に民生委員会で、「区役での不足金」をテーマに、男性と女性の性差での差別(ジェンダー)について疑問を投げ掛けました。

初めての寸劇に挑戦して、恥ずかしさ乗り越え、これからも男女共同参画に関する身近な問題を取り上げて、皆さんと一緒に考えていけたらと思います。

行政では、「男女共同参画社会計

男女共同参画懇話会での推進活動を通して①



男女共同参画社会推進を啓発する寸劇を上演

画書」が作成され、それがどのように実践されて、成果が出ているかの評価が重要です。行政と共に、男女共同参画の実現を目指していきましょう。(M・S)

●平成23年度は、男女共同参画を皆さんに身近に感じていただけるように、寸劇を取り入れてみました。寸劇で表現することが、皆さんにも分かりやすかったのではと思います。

今後このような機会を増やし、今まで当たり前と見過ごしてきた問題を取り上げ、社会におけるさまざまな偏見や不平等に気付き、誰もが声を上げることが出来る社会になっていくことを願いつつ、活動を広げていきたいと思っています。(Y・O)

●今年度から懇話会委員の活動に参加してみ、男女共同参画という言葉は耳にしていたのですが、会社や職場においてのことだと思っていました。会議や活動に参加するうちに、社会生活だけでなく、家庭生活が基本になっていると感じました。

ほかの人を思いやる気持ちを皆が心掛け、安心して暮らせる社会を築くことが男女共同参画社会の目的の一つではないかと思います。今後この活動を通して、一人ひとりが自立した社会の実現に向け意識していききたいと思っています。(N・M)

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-2447(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線102) ✉klg106@town.kosa.lg.jp